

令和3年度第7回多良木町議会(3月定例会議)

招集年月日	令和4年3月8日					
招集の場所	多良木町議会議場					
議会日時及び 開閉宣告	開	議	令和4年3月15日		午前10時00分	
	散	会	令和4年3月15日		午前11時46分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議席番号	出欠	氏名	議席番号	出欠	氏名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	7番		源嶋 たまみ	12番		落合 健治
職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	浅川 英司	議事参事	山本 美和		
説明のため出席 した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名		
	町長	吉瀬 浩一郎	生涯学習課長	黒木 庄一郎		
	副町長	塚本 健	生涯学習課	椎葉 直宏		
	教育長	佐藤 邦壽	住民ほけん課長	岡本 雅博		
	会計管理者	大石 浩文	住民ほけん課	佐藤 愛子		
	総務課長	仲川 広人	福祉課長	新堀 英治		
	総務課	金子 めぐみ	福祉課	那須 研太郎		
	企画観光課長	林田 浩之	建設課長	林田 裕一		
	企画観光課	山村 忍	建設課	佐々木 英人		
	危機管理防災課長	椎葉 純	農林整備課長	水田 寛明		
	危機管理防災課	大森 博範	農林整備課	長田・那須		
	税務課長	東 健一郎	産業振興課長	小林 昭洋		
	農委事務局長	小田 章一	産業振興課	竹下 政孝		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第41号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第43号	第6次多良木町総合計画を定めることについて
議案第44号	多良木町行政手続等に係る押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて
議案第45号	多良木町個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第46号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第47号	多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第48号	多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第49号	令和3年度多良木町一般会計補正予算（第10号）
議案第50号	令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
議案第51号	令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）
議案第52号	令和3年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第53号	令和3年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第54号	令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第55号	令和4年度多良木町一般会計予算
議案第56号	令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第57号	令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
議案第58号	令和4年度久米財産区特別会計予算
議案第59号	令和4年度多良木町上水道事業会計予算
議案第60号	令和4年度多良木町下水道事業特別会計予算
議案第61号	令和4年度多良木町介護保険特別会計予算
議案第62号	令和4年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 「議案第 41 号」 本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、議案第 41 号、本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号、本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 「議案第 43 号」 第 6 次多良木町総合計画を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 2、議案第 43 号、第 6 次多良木町総合計画を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番久保田武治さん。

○9 番(久保田 武治君) おはようございます。それではですね、ちょっと 2 点質問をしたいんですが、総合計画のタブレットでいきますと 16 ページの男女共同参画社会の取組みということで、ちょっと伺いたいと思うんです。

まず 1 点目ですが、この取組みを進める上で、いわゆるジェンダー、歴史的に形成されてきた男女差別、これをなくす。そういうジェンダー平等の取組みが求められています。

とりわけジェンダーギャップ指数で世界 120 位の日本では、さらなる取組みが求められていると思います。この取組みを抜きにしてですね、男女共同参画社会の前進はあり得ないというふうに私は思っているんですが、そこでまず一つはですね、最近、熊本の県職員の男性職員の育児休暇の取得率や、あるいは女性職員の管理職への登用が全国水準から遅れているとの報道がありました。

そこで本町でもジェンダー平等の取組みが具体的な数値を設定して取り組むべきだというふうに思うんですが、今回の基本構想あるいは基本計画には網羅されていないように思いました。そこで、どのように計画の中に盛り込んでいくのか、その点についてまず伺いたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、お答えいたします。

今回、総合計画の中におきましては、序論の中に男女共同参画社会への取組みということであげております。

本来でありますと、施策等はですね、また記載等も必要だったかと思えますけれども、男女共同参画の計画案につきましては、第三次計画の方を今年度、計画の策定を行っております。

11月の末に、まちづくり委員会に諮問しまして、その後、1月の末に答申をいただいております。その後、計画の内容の一部修正をしまして、パブリックコメントで終わりを、最終的に終わりましたのが3月に入りましてから、計画の方が策定されることになっております。

その中に、いろいろな、先ほども申されました施策等に対する対策等ですね、は盛り込んでおりますので、近日中にその計画書のほう、議員の皆様にお渡しいたしますので、その中でご確認いただければと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今の答弁を踏まえてですね、町長に伺いたいんですが、いわゆるジェンダーの課題としてですね、コロナ禍での女性の貧困、非正規労働者が約6割というふうに言われています。

それから女性の自殺者が急増している問題があります。さらにいわゆる生理の貧困といわれる事態も起きています。さらにDV、ドメスティックバイオレンス。その対策と、住居などの取組み、これをどうするのか。

あるいは政策決定への女性の参加促進のための、自治体のもろもろの審議会等への女性の登用、それから先ほど申しました、管理職への登用など、これは政治が取り組むべき課題もありますが、それと連動しながらもですね、自治体、町として独自に取り組むべき課題がありますし、具体的に取組みなければいけない課題もあると思います。

今述べた基本的な幾つかの課題、これをですね、今後基本構想や基本計画、あるいは実施計画にどのように反映されて行かれるのか。町長の今後のですね、その辺の取り組む姿勢、あるいは方向性、決意、そういったものについて伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今、計画の中で、先ほど福祉課長が言いましたように盛り込んでおりますので、そちらが男女共同参画の基本になると思えますけれども、先ほど言われた女性の貧困という問題ですね。これは、シングルマザーが非常に増えてるということで、そこらあたりは住民ほけん課、それと福祉課あたりでフォローはしていつてるんですが、しかしなかなか全体的に全部は、それをフォローできてない状況にあります。

それから、声が出てないところもありますので、先ほど言われた、特に個人情報になりますけれどもDVの問題とかですね、こちらあたりは非常に深刻な事例もありますので、こちらあたり、町がどこまで立ち入るかっていうことに関してはですね、課の方も熟慮していただいて、やはり踏み切るところは踏み切っていただいております。今何件かそういうのがありましてですね、その部分を切り離すということについては、現象面にあらわれてきた部分についてはしっかり担当課の方で対応しているというふうに思います。

それから、政策決定の過程で女性の登用ということなんですけれども、こちらに関してはですね、総務課の方も、担当課もですね、なるべく各委員会の中に女性を入れていただくということは、常に頭の中に入れて人選をいたしておりますし、できれば、今、全体で考えておりますのは、あて職ではなくて、若い方々で町の方に発言したいと思っておられる方々を委員会の中に入れていくような、そういう形で委員会を形成していければ、出てくるいろんな提案もですね、いいものができるんじゃないかなというふうに思っています。

それから、基本計画の中にどういうふうに反映していくのかっていうことなんですけれども、これやはり世の中の流れが、今、男女共同参画というの、もうこれは随分前から言われていることなんですけども、それが組織の中できちんと活かしているかという、これはやはり疑問符がつく部分もありますので、そこらあたりはしっかりこれからは念頭に置きながらですね、計画の中に反映していきたいというふうに思っています。

社会通念上というか、やはり女性は、出産がありますし、それから育児がありますし、男性とはまた違った意味でですね、非常に大きなものを社会に対して持っておられますので、そういう方々を大事にしていくというのは、非常にやはりこれからこれからっていうか、これまでもですね、重要なポイントではないかなというふうに思っておりますので、男性自身の意識も変えながらですね、政策の中に盛り込んでいければというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 具体的な数値目標を設定してですね、すぐに取り組むべき、あるいは取り組まれる、そういう課題についてはですね、ぜひ進めていただきたい。

そのことを申し上げまして質疑を終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号、第 6 次多良木町総合計画を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 44 号」 多良木町行政手続等に係る押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 3、議案第 44 号、多良木町行政手続等に係る押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号、多良木町行政手続等に係る押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第4 「議案第45号」 多良木町個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第4、議案第45号、多良木町個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、多良木町個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第5 「議案第46号」 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第5、議案第46号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第6 「議案第47号」 多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第6、議案第47号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 47 号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 7 「議案第 48 号」 多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 7、議案第 48 号、多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 48 号、多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 8 「議案第 49 号」 令和 3 年度多良木町一般会計補正予算（第 10 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 8、議案第 49 号、令和 3 年度多良木町一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 49 号、令和 3 年度多良木町一般会計補正予算（第 10 号）は、原案の

とおりの可決されました。

日程第9 「議案第50号」 令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）
補正予算（第3号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第9、議案第50号、令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 「議案第51号」 令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）
補正予算（第1号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第10、議案第51号、令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11 「議案第52号」 令和3年度多良木町下水道事業特別会計補正予算
（第3号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第11、議案第52号、令和3年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 52 号、令和 3 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 「議案第 53 号」 令和 3 年度多良木町介護保険特別会計補正予算 （第 4 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 12、議案第 53 号、令和 3 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 53 号、令和 3 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 「議案第 54 号」 令和 3 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 2 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 13、議案第 54 号、令和 3 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 54 号、令和 3 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2

号) は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 「議案第 55 号」 令和 4 年度多良木町一般会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 14、議案第 55 号、令和 4 年度多良木町一般会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3 番林田俊策さん。

○3 番（林田俊策君） 185 ページをお願いします。

節の 12 の委託料、事業者雇用型地域おこし協力隊運營業務委託料の説明をお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩します。

(午前 10 時 23 分休憩)

(午前 10 時 23 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、お答えいたします。

事業者雇用型地域おこし協力隊運營業務委託料の件ですけれども、地域おこし協力隊、こちらの方は町の方で任命をしまして雇っているわけなんですけれども、今年度から、その任命は、地域おこし協力隊の任命は、町のほうで行っており、それを町の地方創生に関わる事業者の方に雇っていただくという制度でございます。

今年度途中から、この事業の方を行っているわけですけれども、令和 4 年度につきましても、この事業者雇用型の地域おこし協力隊運營業務を行いたいと考えております。

予算としましては、隊員の人件費相当額 2 名分、それを事業者としましては 2 社予定しております。金額につきましては 1,880 万円を計上しているところでございます。

以上で説明終わります。

○議長（高橋裕子さん） 3 番。

○3 番（林田俊策君） ページ 190 をお願いします。

熊本大学共同研究業務委託料ですけれども、この 450 万はそのままこの共同研究の方にそのまま直接と言いますか、熊本大学の方に委託料として全額行くわけですかね。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、お答えいたします。

この 450 万円の委託料ですけれども、熊本大学との契約に基づき、一括して 450 万円を支払うように計画をしているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 3 番。

○3 番（林田俊策君） 同じく 190 ページの 1 番下段の交付金、多良木町地方創生推進交付金 4,866 万 9,000 円は、そのままたらぎ財団の方に行くお金でしょうか、そのまま。確認のためお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、お答えいたします。

こちらの方の推進交付金につきましては、たらぎ財団の方に直接交付する予定でございます。

○議長（高橋裕子さん） 3 番。

○3 番（林田俊策君） 続きまして、223 ページをお願いします。

節の 18 番の 1 番下の補助金になります。耕作放棄地解消事業補助ですけれども、金額は 15

万円になっておりますけども、本町における耕作放棄地がかなりあるかなと思ってるんですけども、それに対する解消の補助っていうのを、補助内容ですね、と耕作放棄地解消事業に伴う対象の地域の広さ、面積等がわかりましたらお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 小田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小田章一君） それでは、お答えをいたします。

現在、多良木町では昨年度まで 3.6 ヘクタールの耕作放棄地がございました。今現在は 2.6 ヘクタールに改善をいたしております。

この耕作放棄地解消事業ですけれども、担い手農家、担い手農家が自己所有地以外の農業振興地域内の耕作放棄地を借入れて、農地に再生する場合の費用を助成をするということになっております。10 アール当たり 3 万円です。

そして、解消した後、5 年間は報告義務がありまして、ずっとその耕作放棄地でなくしていくっていうようなことの事業になっております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 3 番。

○3 番（林田俊策君） 次に、237 ページをお願いいたします。

節の 12 番、委託料になります。1 番下段、町有林伐採事業委託料 1,680 万。これは事業の説明といいますか、何ヘクタールぐらいを見ているんでしょうか。お願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 答弁打合せのために暫時休憩いたします。

(午前 10 時 31 分休憩)

(午前 10 時 33 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） すいません、お待たせしました。

造林費の中の委託料ということで、主伐の方が 7 ヘクタールで、ナバエ松というところを今計画をしております。

間伐の方が 20 ヘクタールを予定しておりますけれども、場所については今から選定をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋裕子さん） 3 番。

○3 番（林田俊策君） 最後の質問になります。ページ数は 238 ページ、238 です。開けていただけましたか。

節の 12 番、委託料ですねこれも。2,538 万円の複層林誘導伐事業委託料ということで、これも事業の内容の説明をお願いしたいと思ひます。これが最後の質問です。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） それではお答えします。

複層林誘導伐事業につきましては、森林総合研究所の方の分収造林でまいります。槻木の県境の方になりますが、そちらの萩の尾団地というところをですね、主伐を 2 ヘクタールずつぐらい、ブロック状にやっけていきまして、複層林化を図っていくというような事業でございます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

11 番猪原清さん。

○11 番（猪原清君） 164 ページ、県支出金の節の児童福祉費県補助金で、こんにちは赤ちゃん訪問事業費の、この事業の内容を教えてください。138 万 4,000 円。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

(午前 10 時 38 分休憩)

(午前 10 時 42 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、お答えいたします。

こんにちは赤ちゃん事業でございますが、こちらにつきましては、保健センターの方で行っている事業になります。

事業の内容ですけれども、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、支援を行うものでございます。

支援の内容ですが、育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供を行うものでございます。

また、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスを提供する事業となっております。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありますか。

2番中村正徳さん。

○2番（中村正徳君） それでは252ページ、教育費、教育総務費の中で、今からずっとページ数を追って一括で質疑してですね、質問事項だけを後ほど3点ほどお聞きしますんで、よろしく願いいたします。

今言いましたところの、会計年度任用職員の報酬のみについて伺っていきます。

今回、事務局費として会計年度任用職員を3,663万3,000円予算が計上されております。これは令和3年度は569万円でしたけども、約3,100万ほど、3000万ほど増加がしております。事務局へ集約されたのかなと推測をいたします。その反面、255ページ、学校管理費の中で、小学校費、これも会計年度任用職員の報酬でございますけども、984万7,000円。令和3年度が3,108万2,000円でした。これが約2,000万ほど減額となっております。

続きまして、258ページ、中学校費の会計年度任用職員の報酬でございますけども、284万円ですけども、令和3年度が1,059万円でありました。700万ほど減額となっております。

これから社会教育費の方と学校給食に入りますけども、こちらの方は、ページ数もありますけども、私の方で読み上げるだけでですね、変わっておりません。公民館費、人権教育推進費、文化財保護費、学校給食費につきましては、昨年と同様の金額となっております。ほぼ変わっておりませんので、こちらの方はいいと思いますけども。

そこで今申し上げた中で、この事務局へ集約された理由は、目的は何だったのか。

それから、学校管理費の小学校、中学校の任用職員報酬が減額となっておりますけども、運営に支障は来さないのか。小学校、中学校ともですね。運営に支障は来さないのか。

それから、今の教育費の中での会計年度任用職員の報酬をトータルしますと、本年度が5,867万5,000円であります。昨年度が5,661万3,000円、これは当初、どちらも当初予算の金額ですけども、差額が206万2,000円となっておりますので、私の推測ですけども、1人増員されたのではないかなと、この数字からだと思いますけども、その1人増員になった要因は何なのか、どこに配置をされるのか、この3点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君） お答えいたします。

まず、事務局費のですね、会計年度任用職員の報酬の件ですけれども、議員のおっしゃるとおりですね、各学校で計上しておりました会計年度任用職員さんですね、特別教育支援員さんの予算をですね、事務局費で一括計上いたしました。

その理由といたしましては、令和3年度まではですね、勤務校の人事異動があるたびにですね、補正予算で対応して、予算の組替えを行っておりました。その事務の作業のですね、減らすためといいますか、事務量の軽減をするためにですね、このような予算の計上の組み方しております。

2点目ですね、各学校の運営につきまして、会計年度任用職員さんの報酬が減ったことに

より、支障がないのかという質問ですけれども、こちらにつきましては、事務員さんの予算と用務員さんの予算はもちろん残しておりますし、会計年度任用職員さんの特別教育支援員さんの報酬は事務局費で一括計上しますけれども、人事異動でしっかりと各学校に配置いたしますので、支障はないと思われまます。

また3点目ですね、会計年度任用職員さんの報酬のトータル額が200万円程度増額になっているという件ですけれども、今年度といたしますか、令和4年度より、早田指導主事の後任といたしまして、教育指導員を1名任用する考えでおります。1名分の増員がですね、そのままこの金額にあらわれたものと考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

7番源嶋たまみさん。

○7番（源嶋たまみさん） 262ページ中ほどの委託料、12番委託料なんですけれども、演奏家派遣アウトリーチ事業委託料という事業は、どういう事業なのか説明いただきたいと思ひます。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。

演奏家アウトリーチ事業についてのご質問でございますが、こちらは熊本県ですね、新規事業になります。

学校体育館でのですね、通常の音楽鑑賞とは違ひまして、40名以下の少人数を対象に、音楽教室などでですね、プロの音楽家の生演奏を聞きまして、これは特徴の一つですけれども、また対話をできる事業になります。

演奏家は、県内在住や県出身の熊本県立劇場の登録のアーティスト、音楽やピアノ等の方々でございます。

今回はですね、事前に校長先生に聞き取りを行ひまして、県からは内諾をいただいております。各校の対象はですね、多良木小学校4年生、黒肥地小学校4年生、久米小学校4年から6年生で、音楽の授業のときにですね、実施できればと考えております。

またこの支出につきましては、当然、経費全額ではなく、費用の一部をですね、町村が負担する仕組みとなっております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

8番豊永好人さん。

○8番（豊永好人君） タブレットの227ですね。その中で、堆肥センターの分ですね。その中で区分、修繕料があります。230万ですね。この230万の内訳を、詳細な説明をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

230万の内訳でございますが、工場内機械、堆肥運搬車輛、ダンプ、ショベルローダー、フォークリフト、トラクター、それからトラック、マニアスプレッダーがございますが、そちらの経常的な、毎年出てくるような修繕の積算の金額でございます。終わります。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

9番久保田武治さん。

○9番（久保田 武治君） まず一つ目ですが、234ページになります。

款6のですね、農林水産業費、項1、農業費、目が今回設けられているようですが、米ブランド化推進事業費で節、補助金の米ブランド化普及事業補助に240万計上されております。この補助金の内訳と、どのような事業を展開されるのか、その点についてお伺ひをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

まず、お尋ねの240万の補助金でございますが、こちらにつきましては、ブランド化促進に要する補助ということで、ブランド米の生産振興、それから研究経費、コンテスト出品経費、ブランド米のPR、それから町のコンテスト開催に係る経費、それからブランド米の精米業務運営等でございます。終わります。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） もう1点伺います。239ページになります。

同じく農林水産業費なんですけど、節12の委託料に多目的活用樹植栽委託料というのが上がってます、200万ですね。これについては、どこに委託をして、どのような木を植えられて、そしてどのように活用されるのか。その点についてお伺いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） それではお答えいたします。

多目的活用樹植栽委託料ですけども、こちらにつきましては、センダンという早生樹のほうを試験的に今、町の方で植えております。そちらの方を委託をしてやっていきたいというふうに思っております。

こちらがですね、多良木町森林管理すいません、ちょっと正式名称が出てきませんが、協議会の方がございます。今度、譲与税の方でできました協議会がありますが、そちらの方を通して委託をしてこのセンダンの芽かぎ等をやりたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

センダンにつきましては、家具とかにですね、熊本県の方で今、検討しているということですね、そちらの方に使えるように、成功させていきたいというふうに思ってます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

5番村山昇さん。

○5番（村山昇君） ページは233ページです。

これあの委員会の席で十分説明を受けたことなんですけれども、この米ブランド化推進事業費というのを、これは地方創生の一つの事業として、米ブランド化というのがされております。これが、昨年、第5回の九州の米食味コンクールで4連覇をしたということから、今度は全国にノミネートをしながら、全国に多良木の米を広げていきたい。そして、ほかの農畜産物についても波及効果をさせたいというようなことからのこの目の新設だろうと思っておりますけれども、このことについてはブランド化は今、財団の方でいろいろとされているんじゃないかなというふうに思っております。

そして、財団の方にもふるさと納税が6,882万2,000円予定をされております。この返戻につきましても、この食味コンクールあたりで優秀な成績があがったお米を返礼としてやるというようなこともされているようでございます。

今後、この波及をする、した場合、お米ばかりじゃなくして、違う作物にもブランド化が出てきた場合には、この目の新設が、そのたびに出るんじゃないかなというふうに思いますけれども、これは推進、地方創生の方で、財団の方でこの事業をやられているんならば、そちらの方に、ふるさと納税も見越し、また推進交付金あたりもやっておりますので、そちらの方の事業として、して財団の方のこの米ブランド化の推進事業の成果が上がるようなことでこの町の方の予算科目としては、この事業費あたりは農業振興費あたりで組んでいったほうが、ほかの作物に対してもいいんじゃないかなというふうに私思いましたので、本会議でございませけれども、一応その辺りについて、どのような検討がされるか、お聞きをしたいと思ひます。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） まず町長にご答弁いただく前に、私のほうから、今村山議員

がご質問されたことにつきまして、重複するところあるかもしれませんが、この件を、常任委員会さん以外の議員さんもいらっしゃいますので、確認の意味も含めて、背景といたしますか、この経過につきましてご説明させていただきます。

まず、先ほどお尋ねの財団と本町の振興が財源を使って被るのでないかというご質問でございますが、この米ブランド化の、議員さんたちはご承知かと思いますが、平成 28 年 9 月に地方創生関連事業により、しごと創生機構の設立とともに、そのしごと創生機構の対象事業に、多良木町の地域資源を生かしたブランド推進事業を設定しております。これに端を発しまして、たらぎ田んぼのチカラ研究会を設立いたしまして、地方創生交付金事業という費目で現在まで補助金により、予算執行してまいりました。

平成 29 年 10 月には、米食味分析コンクール国際大会、いわゆる全国大会でございますが、こちらへ出陳、また九州お米食味コンクール大会、菊池市であります大会でございますが、こちらへも出陳を開始しております。それから、多良木町内で行われます、多良木農林商工祭、これにて多良木町の米コンクール大会も実施を開催し始めております。

先ほど議員からもおっしゃったとおり、皆様方ご承知のとおり、今年度まで、自治体部門 4 連覇、個人総合部門 2 連覇を達成するようすばらしい成績を残されております。現在のところ、会員が 13 名、取組面積 370 ヘクタールで活動中でございます。

この議員お尋ねの町主導型で方向転換への補助金プラス予算に計上しました背景でございますが、まず 1 番目に、地方創生に端を発した事業ですが、現在、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新たな取組として、第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の地域資源・産業を生かした地域の競争力強化、いわゆる自治体の生き残りをかけた事業を目指しているということと、2 番目に、会員数の伸び悩みと高齢化が顕著になってきております。高齢化については一部でございますが、それから 3 番目に、さらなる高いレベルへの全国大会の最終審査に現在残れておりません。また、九州のお米食味コンクール大会の主催地でございます自治体から、共同開催協議会への参画要請も来ております。これらを踏まえまして、一部町の主導型として予算計上を今回ご提案させていただいた次第でございます。

今ご指摘のとおり、本町としては、町の主導型と、それから補助金と相まって、この米のブランド化をし、将来的には、JA さんあたりと競合して、いろいろ JA さんにもご迷惑といたしますか、その辺は理解を進めていただいて、協力調整しながら、ほかの作物への波及効果というのも考えておりましたが、村山議員からご指摘のとおり、なかなか米のブランド化からほかの作物への波及といったところの大変困難なところもございます。

私の方からは以上の説明ですが、今回予算計上させていただきました背景が、以上のとおりでございます。

○議長（高橋裕子さん） 町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今の議員の方からお尋ねになった件なんですけど、やはりあの形としては農業振興関係の補助の方でやるのが妥当かなというふうに思っておりますので、このあたりは、1 回持ち帰って検討させていただくということではよろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） すいません、先ほどの答弁にご訂正をお願いします。

取組面積を 370 アールと、私間違って報告しましたが 370 ヘクタールでございます。

すいません。逆でございます。370 ヘクタールと言っていましたところを、370 アールでございます。すいません。

○議長（高橋裕子さん） はい、答弁の訂正がありました。5 番よろしいでしょうか。

5 番。

○5 番（村山昇君） 今、昨日の委員会の方でもいろいろと説明を受けた内容でございますけ

れども、どうしてもやっぱり、米だけのブランド化といいますと、なかなかほかの作物あたりについても、また先ほどJAの話も出ましたが、JA、あるいは県の方での、これを奨励品種にまだなっていないお米なんです。

ですからそういうところについても、今後、産業振興課の方では、JA、あるいは県あたりとこの奨励品種等についても、協議をしながら、農業振興の方で頑張っていたきたいというふうなことでお尋ねをしたわけでございます。

今、町長のほうからも、返答がありましたので、この問題については終わりたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第55号、令和4年度多良木町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩といたします。

（午前11時12分休憩）

（午前11時21分開議）

日程第15 「議案第56号」 令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定） 予算

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、日程第15、議案第56号、令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）
予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第56号、令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 「議案第 57 号」 令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）
予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 16、議案第 57 号、令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号、令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 「議案第 58 号」 令和 4 年度久米財産区特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 17、議案第 58 号、令和 4 年度久米財産区特別会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号、令和 4 年度久米財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 「議案第 59 号」 令和 4 年度多良木町上水道事業会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 18、議案第 59 号、令和 4 年度多良木町上水道事業会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号、令和 4 年度多良木町上水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 「議案第 60 号」 令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計予算

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 19、議案第 60 号、令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 60 号、令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 「議案第 61 号」 令和 4 年度多良木町介護保険特別会計予算

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 20、議案第 61 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

11 番猪原清さん。

○11 番(猪原清君) 3 点ほど。400 ページ、地域包括支援センターの運営委託費、これは 4 か町村で総額 2,453 万 9,000 円の委託料、失礼しました 3 か町村で 2,453 万 9,000 円ですね。

その次のページで、認知症総合支援

○議長(高橋裕子さん) 猪原議員、質疑は 1 項目ずつお願いします。

○11 番(猪原清君) その運営事業費、3 か町村の負担金、これの特別会計予算ですね、上球磨包括支援センター特別会計予算見ますと、3 か町村で 4,926 万 7,000 円ですね。

この運営費の内容で歳出を見たところで、包括的支援事業の基本事業費、包括的支援重点事業、あと予防支援及び第 1 号介護予防支援事業費となっておりますが、これは、見てみると 9 割ぐらいは人件費ですけど、人件費ですよ。

この内容の 9 割方はおおむね人件費で考えてよろしいのか。よろしいですか、まず。

○議長(高橋裕子さん) 新堀福祉課長。

○福祉課長(新堀英治君) それでは、お答えいたします。

議員申されましたとおり、ほとんどが人件費となっております。

○議長(高橋裕子さん) 11 番。

○11番(猪原清君) わかりました。

それでは次の500ページ、失礼しました400ページですかね、401ページ。目の認知症総合支援事業費、節の12、委託料894万3,000円。

結構な額ですけど、認知症施策推進事業委託料。これの認知症推進事業の内容、概略、概要でもいいですから、説明してください。

○議長(高橋裕子さん) 新堀福祉課長。

○福祉課長(新堀英治君) それでは、お答えいたします。

認知症総合事業の概要でございますけれども、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による、認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援、その他の認知症であるまたはその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業となっております。

○議長(高橋裕子さん) 11番。

○11番(猪原清君) 概略はわかりました。

では、次行きます。最後、目の6、地域ケア会議推進事業費、節の12、委託料67万3,000円。これ地域ケア会議推進事業委託料という名目ですが、これの参加町村の負担総額が121万6,000円。

地域ケア会議というのは年6回、2か月に1回の開催ですね。去年は、前年度は、その半数の3回しか確か開催されてません。

ちょっと私調べたんですけど、前年度、地域ケア会議推進事業に296万6,000円計上されて、不用額が24万1,288円。残が使われたのは272万4,712円。3回の会議で272万4,000円。これどこにかかるのかなと思って、この運営推進に係る費用の内訳を説明してください。

○議長(高橋裕子さん) 新堀福祉課長。

○福祉課長(新堀英治君) お答えいたします。

地域ケア会議の推進事業委託料でございますけれども、こちらは、1回当たりのいくらかというような算定の方法ではございませんでして、人件費も含んだ委託料となっておりますのでそういうようなことになっております。

○議長(高橋裕子さん) 11番。

○11番(猪原清君) 内容をよく見ると人件費、ほとんどが人件費だなというのは分かるんですけど、何でもこういうことを聞くかということ、このケア会議、会議には行政の職員、ドクター、保健師、栄養士とか、あと各事業所からのサービス提供責任者が出席しますが、ちょっとおかしいなと思うのが、各事業所からのサービス提供責任者には、1銭も日当出ません。お茶とキャンディ少々。

人件費、これは、その会議に出席する地域包括支援センター、ドクター、看護師など、ほとんどがそっちの人件費ということですよ。

ですからこの運営推進事業っていう名目は、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですけど。ただ人件費で上げてもらえばいいだけであるんですけど、こういう推進事業ということになってるので聞きましたけど。

じゃあ端的に、ほとんどこの推進運営事業費の9割方は人件費ということですね。

○議長(高橋裕子さん) 新堀福祉課長。

○福祉課長(新堀英治君) お答えいたします。

ほとんどが人件費となっております。

○議長(高橋裕子さん) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 21 「議案第 62 号」 令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 21、議案第 62 号、令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番久保田武治さん。

○9 番（久保田 武治君） このことに関わって、3 点ですね、町長に伺いたいんですが、まず今回の予算には、保険料の引上げが計上されています。説明によりますと、均等割が 3,400 円、所得割が 0.31%、保険料賦課限度額が 2 万円引上げられております。

さらに、その上に 10 月から、窓口での負担が、所得制限がありますが、窓口負担が 2 割になるということが明記されています。

そこでですね、広域連合の議員でもあります町長にお伺いしたいんですが、まず一つはですね、今回の引上げについて、連合の議会ではどのような議論がなされたのか。例えば、引き上げることへの不安や懸念は出されなかったのか。二つ目、町長はどのような判断、態度をとられたのか。三つ目、採決結果どうであったのか。その 3 点について、端的にお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今回ですね、ちょっと料率が上がっております。

これ県全体の部分が料としてきておりますので、このくらいいるという、まず試算がなされるんですね推計で。国からいくら負担、国庫負担金があるのか、それから後期高齢者の調整交付金がどのくらいいただけるのかということ、それから県の負担金と市町村の負担金、それから後期高齢者の交付金という形でこれらを全部総合しますとですね、これを必要にならざる額から今の部分を差引きますと、残りが後期高齢者の負担金、後期高齢者被保険者の方々の負担金になるわけですがけれども、先ほど議員が言われましたようにですね、現在の均等割が 5 万 600 円から 5 万 4,000 円に上がって、言われたとおり 3,400 円増になっております。それから所得割率が 9.95%から 10.26%へ 0.31 ポイント、それから上限が 2 万円上がっております。それから均等割がですね、6 万 1,670 円から 6 万 6,219 円に 4,549 円。いずれもこれ全部上がっております。

本来の計算で診療報酬を賄うには、実は均等割額を 6 万 1,100 円に今の状態だったら上げなければならないということですから、1 万 500 円の増になります。それから所得割率を 11.88%に上げなければいけないということです。1.93 ポイントの増ですね。それから 1 人当たりの均等割を 7 万 4,793 円に上げなければならない。ですから 1 万 3,123 円の増ということで、それぞれ上げなければならないという試算が出ておりますが、これは余りにも負担が多過ぎるということです。

それで、令和 3 年度の年度末の剰余金がありますので、こちらが 69 億円ありますので、これを投入することで何とか被保険者の皆さん方の保険料が上がることを抑制したいということで、69 億円を、年度末の剰余金を繰入れをしております。

今回それぞれの保険料率が抑制された形で、先ほど議員がおっしゃった金額になっております。今回も当然所得に応じて、2割減額、5割、7割の軽減の措置がとられておりますので、所得の低い方については保険料も安くなる仕組みになっておりますけれども、しかし、負担は増えておりますのでですね、これはやはり被保険者の方々から見ると、かなり厳しいんではないかなというふうに思っております。

それから議案に際しては議案の採決ですね、採決のときには、お1人の方から予算に関する質疑と、それから反対討論が行われております。

内容は、質疑の内容はですね、保険料率はどのくらい見込んでいるのかということですね。これは先ほど私が申し上げた最初の部分で回答がありました。

それから討論の内容はですね、コロナ禍で生活が厳しい中で保険料率が上がると、負担が上がるのは、低所得者の方々が生活に困られるんではないかというふうな討論がありまして、最終的に、私はこの予算に賛成はしましたけれども、賛成反対の討論をされたそのお1人の方が採決では反対をされております。

予算自体はそのまの原案のまま採決という、承認という形になっております。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許可します。

9番久保田武治さん。

○9番（久保田 武治君） 私は反対の立場で討論いたします。

皆さんご承知のように、高齢者の暮らしは厳しさを増しています。75歳以上の7割は年金だけを頼りに生きています。

本町では、金額の少ない国民年金受給者が多いという事情もあります。その頼みの年金がですね、安倍・菅政権の9年間で6.5%も切下げられてきています。

昨年は、医療費窓口負担も一部では1割から2割に増えました。消費税が上がり、この間、電気、ガス、そして燃料の値上がり、さらに食料品の相次ぐ値上げ、そしてどこに行っても介護保険料がなあとと言われる高い介護保険料負担増に、後期高齢者の負担増がますます暮らしを圧迫していきます。

今回の保険料引上げは、受診控えが進み、重症になってから医療機関に駆け込み、医療費がかえって高額となって結果的には後期高齢者医療保険の財政を圧迫することになります。

今求められることは、高齢者に負担の増加を求めるのではなく、国の負担割合を増やすことで軽減をすることだと思います。

かつて、町長もご存じだと思いますが、70年代、1970年代に東京や大阪、神奈川などに革新の自治体が誕生し、年寄りの医療費が無料化された、そういう時代もありました。その時、自民党政権の金丸信氏が、老人の医療費無料は枯れ木に水をやるようなものと述べて、大問題となった歴史があります。

私は、高齢者だけを囲い込み、保険料負担に窓口負担まで押しつける後期高齢者医療制度は廃止すべきだというふうに考えています。高齢者がお金の心配なしに、安心して医療が受けられるように、命と暮らしを守る立場から、今回の保険料の引上げには反対をいたします。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 次に、原案に賛成の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで討論を終わります。

これから採決いたします。採決は起立によって行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋裕子さん） 起立多数であります。

したがって、議案第 62 号、令和 4 年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(午前 11 時 46 分散会)